

安全データシート

1. 化学品及び会社情報	
化学品の名称	Sircol Dye Reagent
コンポーネント名	
商品コード	QBS社 商品コード:S1005
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	DEL1436V03 (2024/4/1)
2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)	
化学品のGHS分類	爆発物 等級1.1 急性毒性(経口) 区分3 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 皮膚感作性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系、血液系、肝臓、腎臓)、区分3(気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(血液系)、区分2(肝臓、精巣)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。
GHSラベル要素 絵表示	
注意喚起語 危険有害性情報	危険 H201 爆発物:大量爆発危険性 H301 飲み込むと有毒 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H320 眼刺激 H335 呼吸器への刺激のおそれ H370 臓器の障害 H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ H402 水生生物に有害
注意書き 安全対策	熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 (P210) 湿らせておくこと。(P230) 他の容器に移し替えないこと。(P234) 粉砕、衝撃、摩擦のような取扱いをしないこと。(P250) 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
応急措置	飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310) 皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352) 吸入した場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P304+P312)

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)
 気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314)
 口をすすぐこと。(P330)
 皮膚刺激又は発しんが生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。(P333+P313)
 眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。(P362+P364)
 火災の場合、爆発の危険性があるため、区域から退避させ、炎が爆発物に届いたら消火活動をしないこと。(P370+P372+P380+P373)
 国、都道府県、市町村の規則に従って保管すること。(P401)
 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
 施錠して保管すること。(P405)
 内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

保管

廃棄

他の危険有害性
 重要な徴候及び想定される非常事態の概要

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸>
CAS番号	88-89-1
濃度又は濃度範囲	1.5%未満
化学式	C6H3N3O7
化審法官報公示番号	(3)-823
安衛法官報公示番号	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 応急措置をする者の保護 医師に対する特別な注意事項	呼吸器官の刺激、皮膚の黄色化、眼の痛み、視界の黄色化、角膜障害、頭痛、めまい、悪心、吐き気、嘔吐、胃腸障害、下痢。 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。 データなし

5. 火災時の措置

適切な消火剤	大量の水。水がないときは、二酸化炭素、粉末消火剤、砂。
使ってはならない消火剤	データなし
特有の危険有害性	火災によって刺激性、腐食性、又は毒性のガス及びヒュームを発生するおそれがある。

特有の消火方法	火災時、温度上昇により爆発するおそれがある。 火災が爆発に至ったら消火しないこと。 区域より退避させること。 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。ただし、熱にさらされている時は、移してはならない。
消火を行う者の保護	容器が火災に包まれた場合は、爆発のおそれがあるので近寄らない。 適切な空気呼吸器を含め完全な防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 低地から離れ、風上に留まる。 一般の人を現場が見えなくなる地点まで移動させ、窓から離れさせる。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法	危険でなければ漏れを止める。 用具は清潔な帯電防止用具を用いる。 こぼれた物質を、容器内に掃き入れる。 湿らせてもよい場合は、粉じんを避けるために湿らせてから掃き入れる。
二次災害の防止策	全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	取扱機器や設備などは防爆型を用いる。 火災の場合に爆発する危険性あり、区域より退避させること。 作業衣、安全靴は導電性のものを用いる。 粉碎、衝撃、摩擦のような乱暴な取扱いをしないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 粉じん、ミストの吸入を避けること。 眼、皮膚との接触、吸入又は飲み込まないこと。 意図的な使用でない場合、環境への放出を避けること。
接触回避 衛生対策	「10. 安定性及び反応性」を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく眼と手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
保管	
安全な保管条件	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、屋根とはりを不燃材料で作成し、床は、危険物や水が浸透しない構造とする。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 湿らせて保管すること。 国又は都道府県の規則に従って保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	消防法、又は国連輸送で規定された包装材料を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	未設定
許容濃度(産衛学会)	未設定
許容濃度(ACGIH)	TWA 0.1 mg/m ³ , STEL -
設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

保護具	作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具(粉じんマスク、送気マスク又は空気呼吸器等)を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具	適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣、保護面を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	固体
色	無色
臭い	無臭
融点／凝固点	122～123℃
沸点又は初留点及び沸騰範囲	300℃(爆発)
可燃性	引火性・可燃性
爆発下限界及び上限界／可燃限界	データなし
引火点	150℃(密閉式)
自然発火点	300℃
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	水:0.98g/100g(9℃)、水:7.6g/100g(水100℃)。アセトン、ピリジンに易溶。エタノール、ベンゼン、沸騰水にかなり易溶。
n-オクタノール／水分配係数(log値)	log Pow = 1.33(測定値)
蒸気圧	7.5 × 10<-7>mmHg(25℃)
密度及び／又は相対密度	1.763g/cm ³ (密度)
相対ガス密度	7.90(空気 = 1)(計算値)
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	衝撃、摩擦、又は振動を加えると爆発的に分解することがある。
化学的安定性	加熱すると爆発することがある。
危険有害反応可能性	金属(特に銅、鉛、水銀、亜鉛)と反応し、衝撃に敏感な化合物を生じる。酸化性物質、還元性物質と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	加熱、衝撃、摩擦、振動、混触危険物質との接触。
混触危険物質	酸化性物質、還元物質、金属。
使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物	燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	
経口	ラットのLD50 = 200mg/kg(環境省リスク評価 第3巻:暫定的有害性評価シート(2004))、200mg/kg(雌)、290mg/kg(雄)(PATTY 6th(2012))、DFGOT vol.17(2002))、283mg/kg(雌)、492mg/kg(雄)(SIDS(2012))、厚労省既存化学物質毒性データベース Acc.August(2014))との5件の報告がある。4件が区分3に、1件が区分4に該当するので、分類ガイダンスに従い、最も多くのデータが該当する区分3とした。
経皮	データなし
吸入	データなし
皮膚腐食性／刺激性	信頼性の低い二次情報として、皮膚に対して刺激性を示す(SIDS(2012))との記載があるが、詳細不明で分類に用いるには不十分なデータと判断し、データ不足のため分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	ウサギの眼刺激性試験(ドレイズ試験)で、軽度の刺激性がみられたとの報告がある(DFGOT vol.17(2002)、SIDS(2012))。また、ヒトの眼に対して刺激性を示すとの記載がある(ACGIH 7th(2001)、環境省リスク評価第3巻(2004))。以上、動物で軽度の刺激性の報告から区分2Bとした。

呼吸器感作性 皮膚感作性	データなし モルモットの皮膚感作性試験で、本物質2%又は0.2%を適用した結果、平均スコアは両群とも4.1であり、感作性ありと判断されている(SIDS(2012))。また、モルモットの別の試験においても皮膚感作性ありとの記載がある(DFGOT vol.17(2002))。さらに、本物質は感作性を持つとの記載(PATTY 6th(2012))や、ヒトに対して感作性を示す(DFGOT vol.17(2002)、ACGIH 7th(2001))との記載があることから区分1とした。
生殖細胞変異原性	In vivoでは、マウス骨髄細胞の小核試験で陰性(SIDS(2012)、DFGOT vol.17(2002)、HSDB Acc.August(2014))、in vitroでは、哺乳類培養細胞の染色体異常試験で陽性、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の姉妹染色分体交換試験で陽性である(厚労省既存化学物質毒性データベース Acc.September(2014)、SIDS(2012)、ACGIH 7th(2001)、DFGOT vol.17(2002)、NTPDB Acc.September(2014)、HSDB Acc.August(2014))。以上より、分類できないとした。
発がん性 生殖毒性	データなし ラットの経口経路(強制)での簡易生殖毒性試験(OECDTG421)において、親動物毒性(体重増加抑制、肝臓、腎臓及び脾臓の重量増加、精巣上体の重量減少(雄)、盲腸の粘膜肥厚(雄1例)、精巣の軽度の精細管萎縮(雄1例)、精巣のステージIX-XIにおけるstep19精子細胞の遺残)がみられる用量(45mg/kg bw /day)で生殖能、次世代の発生・発育に影響がみられていないとの報告がある(厚労省既存化学物質毒性データベース Acc.September(2014)、SIDS(2012))が、情報が十分でなく分類できないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	本物質は気道刺激性がある(環境省リスク評価 第3巻:暫定的有害性評価シート(2004))。ヒトにおいては、経口摂取により、頭痛、めまい、吐き気、嘔吐、下痢、皮膚の黄染、暗色尿、高濃度(詳細不明)のばく露で、赤血球の破壊、胃腸炎、出血性腎炎、急性肝炎を発症、物が黄色く見える色覚異常、衰弱、昏睡、筋肉痛、無尿、多尿、血尿、タンパク尿の報告がある(環境省リスク評価 第3巻:暫定的有害性評価シート(2004)、ACGIH 7th(2001)、DFGOT vol.17(2002)、SIDS(2012)、PATTY 6th(2012)、HSDB Acc.August(2014))。実験動物では、ラットの200-800mg/kgの経口投与で、自発運動低下、歩行異常、間代性痙攣、200-290mg/kgで、振戦、強直間代痙攣、イヌの50mg/kg(致死量を超えない用量)で、糸球体炎を含む腎臓の一過性の変化が認められている(厚労省既存化学物質毒性データベース Acc.September(2014)、SIDS(2012)、ACGIH 7th(2001)、DFGOT vol.17(2002))。これらの中樞神経系及び腎臓への影響は区分1のガイダンス値範囲の濃度で認められた。以上より、区分1(中枢神経系、血液系、肝臓、腎臓)、区分3(気道刺激性)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトでの反復ばく露による知見として、戦時中に本物質を2-20mg/Lの濃度で含む飲料水を摂取した米兵に血尿が生じた(DFGOT vol.17(2002)、ACGIH 7th(2001)、環境省リスク評価 第3巻:暫定的有害性評価シート(2004))との報告があり、本物質単回ばく露でも生じるとされる赤血球溶血(DFGOT vol.17(2002)、ACGIH 7th(2001))との関連性が示唆されることから、反復ばく露により、血液系への影響を示すものと考えられた。実験動物ではラットに本物質を28日間強制経口投与した試験において、100mg/kg/day(90日換算:31.1mg/kg/day(区分2相当))で、血液毒性、脾臓における関連所見(赤血球数及びヘモグロビン濃度の減少、白血球数の増加、脾臓におけるヘモジデリン沈着、髄外造血、脾臓胚中心の発達)、精巣毒性(精巣の精細管萎縮、精巣上体の管腔内細胞残屑及び精子の減少)、盲腸の潰瘍、肝臓への影響(相対重量増加、 γ -GT活性の上昇(雄のみ)、小葉中心性肝細胞肥大)がみられた(SIDS(2012)、厚労省既存化学物質毒性データベース Acc.September(2014))。以上、ヒト及び実験動物の経口経路における有害性知見より、脾臓への影響は血液毒性による二次的影響、盲腸の所見はヒト健康影響への外挿の妥当性を欠くとして標的臓器から除外し、区分1(血液系)、区分2(肝臓、精巣)に分類した。
誤えん有害性	データなし

12. 環境影響情報	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(オオミジンコ)の48時間EC50 = 85mg/L(SIDS(2010))であることから、区分3とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	慢性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく(BODによる分解度: 23%(既存点検(2003))、甲殻類(オオミジンコ)の21日間NOEC = 5mg/L(SIDS(2010))であることから、区分外となる。 慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、藻類(セネデスマス)の72時間ErC50 > 500mg/L(SIDS(2010))、魚類(ニジマス)の96時間LC50 = 109.6mg/L(環境省リスク評価 第4巻(2005))であり、難水溶性ではない(水溶解度 = 12700mg/L、PHYSROPDB(2009))ことから、区分外となる。 以上の結果から、区分外とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないように十分注意すること。
汚染容器及び包装	関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意	
国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	UN No.は3種類ある。0154/1344/3364
Proper Shipping Name	TRINITROPHENOL (PICRIC ACID) dry or wetted with less than 30% water, by mass(UN No.0154) TRINITROPHENOL (PICRIC ACID), WETTED with not less than 30% water, by mass(UN No.1344) TRINITROPHENOL (PICRIC ACID), WETTED with not less than 10% water, by mass(UN No.3364)
Class	1.1(UN No.0154)、4.1(UN No.1344/3364)
Sub Risk	
Packing Group	I(UN No.1344/3364)
Marine Pollutant	Not Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code.	Not Applicable
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。(UN No.1344/3364)forbidden(UN No.0154)
UN No.	0154/1344/3364
Proper Shipping Name	PICRIC ACID, dry or wetted with less than 30% water, by mass(UN No.0154) PICRIC ACID, WETTED with not less than 30% water, by mass(UN No.1344) PICRIC ACID, WETTED with not less than 10% water, by mass(UN No.3364)
Class	1.1(UN No.0154)、4.1(UN No.1344/3364)
Sub Risk	
Packing Group	I(UN No.1344/3364)
国内規制	
陸上規制情報	該当しない。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	0154/1344/3364
品名	ピクリン酸(乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性としたもの)[トリニトロフェノール](UN No.0154)

	ピクリン酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)[トリニトロフェノール] (UN No.1344)
	トリニトロフェノール(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリン酸] (UN No.3364)
国連分類	1.1(UN No.0154)、4.1(UN No.1344/3364)
副次危険	
容器等級	I(UN No.1344/3364)
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び	非該当
IBCコードによるばら積み輸送	
される液体物質	
航空規制情報	航空法の規定に従う。(UN No.1344/3364) 輸送禁止(UN No.0154)
国連番号	0154/1344/3364
品名	ピクリン酸(乾性又は湿性、30質量%未満の水を含有するもの)(UN No.0154) ピクリン酸(湿性、30質量%以上の水を含有するもの)(UN No.1344) ピクリン酸(湿性、10質量%以上の水を含有するもの)(UN No.3364)
国連分類	1.1(UN No.0154)、4.1(UN No.1344/3364)
副次危険	
等級	I(UN No.1344/3364)
特別の安全対策	
緊急時応急措置指針番号	112(UN No.0154)、113(UN No.1344/3364)

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法	劇物(法第2条別表第2)【68 ピクリン酸】 2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸> 原体(工業用純品)。爆発薬を除く
	発火性又は爆発性のある劇物(法第3条の4、施行令第32条の3)【ピクリン酸】 2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸> 原体(工業用純品)
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第450号 ピクリン酸】 2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸> 含有する製剤その他の物(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)
	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第450号 ピクリン酸】 2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸> 含有する製剤その他の物また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)
	皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)【ピクリン酸】 2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸> 化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)。含有量が1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)【193 ピクリン酸】

2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸>

化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)。含有量が1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)【143 2, 4, 6-トリニトロフェノール】

2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸>

含有するもの、1重量%以下のものを除く(指針H5基発312号の3)

危険物・爆発性の物(施行令別表第1第1号)【1の2 ピクリン酸】

2, 4, 6-トリニトロフェノール<ピクリン酸>

消防法

第5類自己反応性物質、ニトロ化合物(法第2条第7項危険物別表第1・第5類)【3 ニトロ化合物】

ニトロ化合物又はこれを含有する固体又は液体であって、危険物政令第1条の7で定める試験において爆発の危険性又は加熱分解の激しさを示すもの(法別表1備考18)。

水質汚濁防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)【55 フェノール類及びその塩類】

下水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)【28 フェノール類】

航空法

輸送禁止(施行規則第194条)【【国連番号】0154 ピクリン酸】

乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性化したもの

可燃性物質類・可燃性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

【【国連番号】1344 ピクリン酸(湿性としたもの)】

30質量%以上の水で湿性としたもの

可燃性物質類・可燃性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

【【国連番号】3364 トリニトロフェノール(湿性としたもの)】

10質量%以上の水で湿性としたもの

船舶安全法

火薬類(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】0154 ピクリン酸】

乾性のもの又は30質量%未満の水で湿性化したもの

可燃性物質類・可燃性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】1344 ピクリン酸(湿性としたもの)】

30質量%以上の水で湿性としたもの

可燃性物質類・可燃性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】3364 トリニトロフェノール(湿性としたもの)】

10質量%以上の水で湿性としたもの

16. その他の情報

参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース ezCRIC+
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。